

高圧ガス製造設備保安検査点検表（一般則第6条関係・圧縮空気）

1. 事業所概要

事業所名称					
事業所所在地	〒				
許可年月日・番号	年 月 日 第 号				
処理方式・処理能力	定置式 ・ 移動式			Nm ³ / 日	
処理設備名称			開放検査	年 月	
保安検査	年 月 日 氏名		印	氏名 印	
協会指導	年 月 日 氏名		印	氏名 印	
立会者	保安検査	氏名	印	協会指導	氏名
					印

2. 記録簿

危害予防規程	S・H・R 年 月 日	認可・届出有無	
保安教育計画	保安教育計画書 S・H・R 年 月 日	有無	
	今年度の策定状況	有無 適否	
定期自主検査	自 年 月 日 実施者		
	至 年 月 日		
申請書類等の整備	適否	日常点検	適否
基準類の整備状況	適否	受払記録	適否
設備台帳補修記録	適否	充填記録	適否
保安教育実施記録	有無	周知書面交付記録	有無
防災訓練実施記録	有無	実施日	年 月 日

3. 保安管理組織

保安統括者	職： 氏名：	同代理人	職： 氏名：
保安係員	氏名： 免状： 講習：H・R 年	同代理人	氏名： 免状： 講習：H・R 年
保安監督者	氏名： 資格：		

* 「結果」欄以外は検査前に必ず記入しておくこと。

4. 定置式製造設備に係る技術基準(一般則第6条第1項)

ガス名 圧縮空気

(1) 製造設備等

検査項目	方法	内 容	結果	備 考
1. 境界線 警戒標	目 視	製造事業所 境界線の明示 : 有 ・ 無 警戒標の設置 : 有 ・ 無	適 不適	第1項第1号 例示基準1
2. 設備距離	計 測 目 視	第1種設備距離 : 法定 m、実測 m 第2種設備距離 : 法定 m、実測 m	適 不適	第1項第2号
3. 耐圧試験	試 験 目 視 記 録	製造設備は常用圧力の1.5倍以上の圧力で漏えいしない。 試験圧力 : MPa 非破壊検査(肉厚計測除く)の実施記録 年 月	適 不適	第1項第11号 例示基準7
4. 気密試験	試 験 目 視 記 録	製造設備は常用以上の圧力で漏えいしない。 試験圧力 : MPa	適 不適	第1項第12号 例示基準7
5. 肉厚計測	計 測 記 録	記録の保存 : 有 ・ 無 計測年月日 : 年 月 日	適 不適	第1項第13号 例示基準8
6. 材料規制	記 録	例示基準第9号で定める材料を使用していないこと。	適 不適	第1項第14号 例示基準9
7. 圧力計	目 視 試 験 記 録	比較テストを行い、記録を保管すること。 最高最低圧力の表示 : 有 ・ 無 有効年月日の表示 : 有 ・ 無 試験年月日 : 年 月 日	適 不適	第1項第19号 細目告示第7条 例示基準13
8. 安全装置	目 視 試 験 記 録	安全弁等の作動テストを行い、記録を保管 吹始圧 : 設定圧力の90%以上100%以下 吹止圧 : 設定圧力の80%以上 作動テスト年月日 : 年 月 日	適 不適	第1項第19号 細目告示 第7条の2 例示基準13
9. 保安電力	目 視 試 験 記 録	保安電力の種類 : 定期検査の記録 : 有 ・ 無 定期検査年月日 : 年 月 日	適 不適	第1条第27号 細目告示第9条 例示基準20
10. 障 壁	目 視 記 録	圧縮機と10MPa以上の高圧ガスの充填場所又は 充てん容器置場との間の障壁 有 ・ 無 (高さ cm × 厚さ cm) 障壁の構造 :	適 不適	第1項第30号 例示基準22
11. 通報設備	試 験 目 視	通報設備の種類 : 通報設備の作動状況 : 適 ・ 否	適 不適	第1項第40号 例示基準32

ガス名 圧縮空気

検査項目	方法	内容	結果	備考
12. バルブ 誤操作 防止措置	目視	バルブの開閉方向の明示：有・無 配管内の流体名・方向の明示：有・無 安全弁元バルブの封印等：有・無 適切な足場、照度の確保：有・無	適 不適	第1項第41号 例示基準33

(2)容器置場 (面積 : m²)

13.警戒標	目視	警戒標の設置：有・無 維持管理状況：適・否	適不適	第1項第42号のイ 例示基準1
14.置場距離	目視 計測	第1種置場距離：法定 m、実測 m 第2種置場距離：法定 m、実測 m	適不適	第1項 第42号のハ
15.障壁	目視	有・無(高さ cm × 厚さ cm) 構造：	適不適	第1項第42号のニ 例示基準22
16.容器置場 の維持管理 状況	目視	容器置場面積：m ² 充填容器と残ガス容器の区分：有・無 温度計：有・無 作業心得：有・無 整理整頓：有・無 転落・転倒防止：有・無	適 不適	第2項第8号

5. 気密試験結果

漏 洩 : 有 · 無	処 置 : 済 · 否 (処置者 :)
-------------	----------------------

6. 指示・指導事項

